

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件 名	新宿区障害者虐待対応検討会への外部提供について
--------	-------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

◇第12条第2項第4号（外部提供）

（担当部課： 福祉部障害者福祉課福祉推進係）

事業の概要

事業名	新宿区障害者虐待防止
担当課	障害者福祉課
目的	障害者虐待に係る防止と早期発見等適切な支援を行うため
対象者	虐待を受けている障害者、当該障害者の養護者、当該障害者に係る障害者施設の従事者、当該障害者を雇用する事業主
事業内容	<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）が平成 24 年 10 月 1 日に施行されることに伴い、障害者虐待の防止と早期発見のため、「新宿区障害者虐待の防止及び養護者に対する支援等実施要綱（案）」（※1）により、福祉部障害者福祉課内に新宿区障害者虐待防止センターを設置する（設置予定日は平成 24 年 10 月 1 日）。新宿区障害者虐待防止センターでは、障害者虐待に関する通報や相談に対応することとする。</p> <p>その「障害者虐待に関する通報や相談」を適切に行うため、新宿区障害者虐待対応検討会を設置することとする（設置予定日は平成 24 年 10 月 1 日）。新宿区障害者虐待対応検討会では、個別ケースに係る援助方針（適切な支援方法）を検討する（※2）。</p> <p>※1 別紙「要綱案」参照</p> <p>※2 別紙「事務フロー図」参照</p>

件名 新宿区障害者虐待対応検討会への外部提供について

保有課(担当課)	障害者福祉課
登録業務の名称	新宿区障害者虐待防止
登録業務の目的	障害者虐待に係る防止と早期発見等適切な支援を行う。
外部提供の相手方	新宿区障害者虐待対応検討会
外部提供を行う理由	新宿区障害者虐待対応検討会において、個別ケースに係る適切な支援方法を検討するため
外部提供を行う情報項目	<p>【虐待を受けている障害者に係る情報項目】</p> <p>①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所 ⑤電話番号 ⑥障害程度 ⑦医療介護の状況 ⑧意思表示 ⑨虐待の状況 ⑩家族情報</p> <p>【虐待を受けている障害者の養護者に係る情報項目】</p> <p>①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所 ⑤電話番号 ⑥虐待を受けている障害者との関係</p> <p>【虐待を受けている障害者に係る障害者施設の従事者に係る情報項目】</p> <p>①氏名 ②性別 ③年齢 ④施設名 ⑤施設代表者名 ⑥施設の所在地 ⑦施設の電話番号</p> <p>【虐待を受けている障害者を雇用する事業主に係る情報項目】</p> <p>①氏名 ②性別 ③年齢 ④事業所名 ⑤事業所の電話番号</p>
外部提供を行う際に使用する記録媒体	紙
外部提供に当たっての区としての情報保護対策	新宿区障害者虐待の防止及び養護者に対する支援等実施要綱(案)で個人情報保護について定める。
外部提供の相手方としての情報保護対策	個人情報を記載した文書は、新宿区障害者虐待対応検討会の終了後、その都度、回収する。
外部提供の時期	平成24年10月1日から(以降継続) ※ 新宿区障害者虐待対応検討会の会議開催時(必要な時に随時開催)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	*****

